

## 市原市米原地先における森林法の違反行為について

令和4年12月2日  
千葉県農林水産部森林課  
電話：043-223-2955

千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例（以下、「条例」という。）第17条第1項の規定により下記事項について公表する。

市原市米原地先において、行為者は、森林法（以下、「法」という。）第10条の2第4項の規定による許可条件に違反した残土埋立行為により、隣接する水路へ土砂を流出させた。

また、当該地では、調節池等の防災施設が埋め立てられ、急こう配の盛土法面が造成されていることを確認した。

このため県では、行為者に対し、行為の中止及び復旧措置を求める行政指導を行ったが、行為者はこれらに従わないため、県は、法第10条の3の規定による復旧を命じた。

- 1 命令を受けた者  
住所：千葉県市原市西国吉1697番地49  
氏名：株式会社東千葉開発 代表取締役 佐藤 英二
- 2 林地開発行為の目的  
残土埋立
- 2 命令に係る林地開発区域の所在場所  
市原市米原字集戸1192番1 ほか
- 3 法第10条の3の規定による復旧命令をした日  
令和4年12月2日